

## 準会員の退会の申し出について

県内に事務所を置く準会員団体から次のとおり、あいち電子自治体推進協議会への退会の申し出がありました。

(平成29年度第4回あいち電子調達共同システム(CALS/EC)事業部会において事業部会、平成29年度第2回幹事会退会承認)

### 1 申出内容、

項目 申出団体	退会する事業	申出年月日
愛知県道路公社	あいち電子調達共同システム(CAL S/EC)	平成29年9月4日

### 2 協議会退会に係る取扱い

- ① 平成16年度第2回総会決議に基づき、特定の事業に参加する準会員とする。
- ② 退会時期 30年3月31日
- ③ 負担金について

平成29年度に負担した負担金のうち、執行残等の残金が発生した場合は、事業調整積立金に充当するのではなく、当該団体に該当する額を戻出するものとする。

### 3 戻出額の積算について(平成29年度第7回事業部会承認)

平成29年度事業支出見込み額による執行残予定額(事業調整積立金予定額)のうち、退会団体が負担していた、共同分及びPPI共同分の執行残から、愛知県道路公社負担(848分の8)相当額121,328円を平成29年度負担金から戻出するのとする。

なお、平成29年度決算(5月)において、支出額に支出見込額と差異が発生し、事業調整積立金が増減した場合も負担金の戻出額の補正はしないものとする。